

第9回 県有林林産物 一般競争入札  
(平成31年度やまなし支障木等活用型システム販売)

公 売 公 告 並 び に 明 細 書

# 公 売 公 告

平成31年度やまなし支障木等活用型システム販売公売を次のとおり行います。ついては、あらかじめ内容を承知し熟覧のうえ入札に参加してください。

なお、本見積もりにおける採用の効果及び当該契約の締結は、平成31年4月1日以降において効力を生じるものとする。

また、システム販売の案内、公売の内容、その他不明の点については、担当者までおたずねください。

## 1 やまなし支障木等活用型システム販売の概要と入札留意点

### (1) 概 要

県有林および県行分収林内で発生する間伐材や工事支障木などの低付加価値材を、安定的に供給することにより、その利用促進を図ることを目的とする。

### (2) 入札留意点

この公売では、平成31年度に管内で発生が見込まれる該当物件を概数で示し、これを素材として販売すべき価格(土場売り)を入札予定価格(県評価価格)としたうえで、これを上回る最も高い入札額を提示した者を落札者とします。物件毎の販売に際しては、現実物件について県が算定する評価価格に、この公売における値開き率(落札価格/県評価価格)を加味した価格で、後日に精算をするものです。

落札者となった場合、この公売での入札における値開き率が、当契約に基づくすべての箇所ごとの販売価格に反映されることについて留意してください。

### (3) 概数契約及び精算

この販売は、概数契約を行い、実績に応じて積み上げ精算を行う販売です。そのため、概数契約金額に対して実績が下回る場合は、差額を精算時に返金します。

概数内容は、見込み数量であり、実績が大きく下回る場合もあります。

## 2 売払物件の番号および所在地

別紙明細書のとおり。

## 3 伐採・搬出の条件

諸法令による制限行為の定めを遵守してください。

箇所ごとの条件については、その都度担当と協議してください。

## 4 売払物件の搬出期間

箇所ごとの条件については、その都度担当と協議してください。

## 5 入札場所および日時

\* 受付時間に遅れた場合は、入札に参加できませんのでご注意ください。

公売執行 月日	入札場所	執行者	受付	入札開始	開札
一般公売 3月12日 (火)	韭崎市本町4-2-4 北巨摩合同庁舎 4階401会議室	中北林務環境 事務所長	9時40分 ～ 9時55分	10時00分	入札終了 後即時
一般公売 3月13日 (水)	甲州市塩山上塩後1239-1 東山梨合同庁舎 103会議室	峡東林務環境 事務所長	9時40分 ～ 9時55分	10時00分	入札終了 後即時
一般公売 3月14日 (木)	西八代郡市川三郷町 高田111-1西八代合同庁舎 2階大会議室	峡南林務環境 事務所長	9時40分 ～ 9時55分	10時00分	入札終了 後即時
一般公売 3月15日 (金)	都留市田原3-3-3 南都留合同庁舎 3階第4会議室	富士・東部林務 環境事務所長	9時40分 ～ 9時55分	10時00分	入札終了 後即時

中北林務環境事務所 県有林課 経営担当

TEL 0551-23-3092

峡東林務環境事務所 県有林課 経営担当

TEL 0553-20-2724

峡南林務環境事務所 県有林課 経営担当

TEL 055-240-4187

富士・東部林務環境事務所 県有林課 経営担当

TEL 0554-45-7815

## 6 入札参加資格

- (1)山梨県物品等競争入札参加資格者名簿「森林整備(23-6)」及び「その他不用品の買入(15-12)」の業種へ登録した者として、入札日には「物品等競争入札参加資格審査結果通知」及び別紙「誓約書」を持参してください。ただし、地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定に該当すると認められる者でないこととします。
- (2)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと又は法人であってその役員が暴力団員でないこととします。
- (3)この公告の日から開札の日までの間に、山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領(平成10年4月1日)に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこととします。

## 7 入札保証金

原則、免除します。

## 8 入札

消費税抜きの価格で入札してください。

## 9 契約保証金

原則、免除します。

## 10 契約締結期間

平成31年4月2日～平成31年4月5日

11 代金納入および担保提供期限  
契約締結の日から30日以内とします。

12 代 金 延 納  
概数契約のため認めません。

13 郵 便 入 札  
認めます。この場合は公売を執行する林務環境事務所に入札書を公売執行の前日（前日が閉庁日の場合は、その直前の開庁日）の午後5時までに到着するよう書留で郵送してください。なお、「立木入札書在中」と明記してください。

14 代 理 入 札  
この場合委任状に委任者の入札参加証を添付し、公売を執行する林務環境事務所に提出してください。

15 再 入 札  
初回において入札しなかった者及び無効の入札をした者は再入札に参加できません。

16 遵 守 事 項  
入札者は公売を執行する林務環境事務所において契約書案を了承し、山梨県恩賜県有財産管理条例、同施行規則及び入札心得書を遵守してください。

17 入 札 の 無 効  
この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札、その他山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号。以下「規則」という。）第129条各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

18 そ の 他  
落札者が契約締結までの間に「6 入札参加資格」に掲げた参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しません。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとします。

平成31年3月1日

(別紙)

## 誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、山梨県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

### 記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
  - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
  - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
  - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者
- 2 1の(2)から(6)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

平成 年 月 日

林務環境事務所長  
殿

[ 法人、団体にあつては事務所所在地 ]

住 所

[ 法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名 ]

(ふりがな)

氏 名

㊞

生年月日（明治・大正・昭和・平成） 年 月 日





やまなし支障木等活用型システム販売 見積用 樹種別内訳表(概数・素材)

所別	公告番号	市町村字	林班小	面積(ha)	樹種	用途	長級区分(cm)	径級区分(cm)	本数(本)	材積(m <sup>3</sup> )	搬出期間備考	
峡南	351				ひのき	用材	4	14	702	55.00	<p>箇所毎の条件については、その都度担当と協議してください。</p> <p>今回の公売は、発生が見込まれる物件を想定(概数)し、素材(土場売り)を販売予定価格としています。ここに記載されている数量・条件はあくまでも見積もり用とします。</p> <p>(公売条件)</p> <p>1 伐倒木等の流出防止、伐採法面の崩落防止、表土の流出防止等、林地保全に十分配慮し、必要に応じて対策等を講ずること。</p> <p>2 残存する末木枝条については、伐採区域内全体において分散処分すること。</p> <p>3 集材搬出路、造材作業箇所、材の集積箇所等については、林務環境事務所と協議すること。</p>	
								小計	702	55.00		
						からまつ	用材	4	18~22	702		55.00
									小計	702		55.00
合計									1,404	430.00		

管内の標準基準箇所としています。※運材距離(30km)とし、市場価逆算方式で価格を算出しています。



やまなし支障木等活用型システム販売 見積用 樹種別内訳表 (概数・素材)

所別	公告 番号	市町村 字	林 班 小 班	面 積 (ha)	樹 種	用 途	長級区分 (m)	末口径 級区分 (cm)	本 数 (本)	材 積 (m <sup>3</sup> )	搬出期間 備 考				
富士・ 東部	451				ひのき	用材	4.0	14	120	10.00	引渡し期限 平成32年3月31日  搬出期限 物件毎に定めます。  この公売は、発生 が見込まれる物件を 想定(概数)し、その 素材(土場売り)価格 を基に販売予定価 格を定めています。 このため、ここに記載 されている数量・条 件は、あくまでも見積 用とします。  (公売条件) 1.林地保全に十分 配慮し、必要に応じ て対策等を講ずるこ と。 2.残存する末木枝条 については、区域内 において分散処理 すること。 3.集材積込作業、 搬出経路等につい ては、林務環境事務 所と協議すること。 4.既設林道、作業道 等を使用する場合 は、事前に関係機関 に必要な手続きを行 うこと。				
						ひのき計			小計	120		10.00			
						からまつ	用材	4.0	18~22	60		10.00			
						からまつ計			小計	60		10.00			
												用材計			180
					小径木(針)	チップ等			100.00						
					小径木(広)	チップ等			100.00						
					小径木計				200.00						
								計	220.00						